

2021. 4. 1 作成

2025. 1. 7 改訂

保険薬局各位

国立病院機構山口宇部医療センター
薬剤部長 原 太一

院外処方せんにおける問い合わせ事項の事前合意について

平素より当院の処方せんに応需いただき有難うございます。

当院では院外処方箋における問い合わせ事項について、医師の合意が得られるであろう 13 項目につき、保険薬局と事前合意をとり交わすことにより問い合わせについて合意したものといたします。本運用につきましては当院幹部会議、ならびに医局会において既に承認を得られているところです。

問い合わせ事項を事前合意することにより処方医師、保険薬剤師の負担を軽減するとともに、薬局での患者待ち時間短縮を図る目的です。2020 年 11 月 1 日より運用を開始し、**改訂内容については 2025 年 2 月 1 日より運用開始します。**

適正な運用を実施するため『院外処方せんにおける問い合わせ事項の事前合意に関する手順書』を熟読の上、当院施設長との合意書を交わすことを必須条件とします。

当該取り組みに参加をご希望される応需薬局は、店舗ごとに合意書に必要事項を記載の上、薬剤部まで提出をお願いします。なお、複数店舗がある場合においては一括合意とはしません。

本運用を希望される保険薬局は、手順書末尾にあります合意書を 2 通、記載・押印の上、切手を貼付した返信用封筒を同封し、山口宇部医療センター「薬剤部」まで郵送ください。後ほど当院施設長印を押印した合意書 1 通を返送いたします。

なお、合意書「2. 開始時期」欄は空欄でお送りください。（当院で記載します）

本運用に賛同、参加されます保険薬局におかれましては、随時、合意書を受付けます。

以上

院外処方せんにおける問い合わせ事項における事前合意に関する手順書

個々の処方薬について、後発医薬品への変更不可欄にチェックが記載され、処方医の署名又は記名・押印がある場合は処方薬を後発医薬品に変更出来ません。

問い合わせ事項における事前合意項目に関する処方変更・調剤後の対応

〈保険薬局〉

○処方を変更して調剤した場合は、**山口宇部医療センター（FAX0836-58-5219）まで必ず情報提供すること。**

変更内容とともに必ず変更理由を記載すること。

（例；ワルファリン1mg 2.5錠粉砕→ワルファリン1mg 2錠/0.5mg 1錠に変更 本人が錠剤を希望のため）

（例；30日→27日に変更 残薬が3日分あるため）

○処方箋、調剤録、薬歴等に当該疑義である旨を、記録に残すこと。

（記録する時間は、処方箋を確認した時間とする。）

○おくすり手帳や医薬品情報提供書等を活用し、患者への情報提供も併せて実施すること。

〈山口宇部医療センター薬剤部〉

○処方変更の情報をFAXにて入手した場合、**迅速に電子カルテの処方を修正すること。**
処方医師が認識できるよう変更理由も記すこと。

○【一般名】処方については、処方修正は行わない。

【問い合わせ事項における事前合意項目】（薬局は患者によく説明を行うこと）

金銭面に影響のある場合（薬剤料が高くなる場合等）は、患者の同意を得た場合のみ変更を行って下さい

1) 事前合意事項

問い合わせ事項における事前合意に基づいて、薬局から処方医への問い合わせを合意したものとし、FAXによるフィードバックのみとする。なお、薬剤部で必要に応じてカルテの処方内容を修正し、修正内容を疑義照会記録に残す。

また、下記②～⑥については、薬剤部より処方医に伝達する。

（T o D oメール使用）

- ① 成分名が同一の銘柄変更（先発品間でも可）
- ② 剤形の変更（OD錠や散剤への変更も含む）

- * 体内動態、生物学的同等性等を考慮すること
- ③ 別規格製剤がある場合の規格変更
- ④ 一包化への変更あるいはその逆
 - * 抗腫瘍剤を除く
 - * 医師による一包化不可の指示がある場合は除く
- ⑤ 半割・粉碎・混合
 - * コンプライアンスなどの理由で半割、粉碎、混合あるいはその逆（規格追加含む）
 - * 抗腫瘍剤を除く
- ⑥ 残薬がある場合等の日数短縮、処方削除
- ⑦ 患者が希望する場合の後発品から先発品への変更
- ⑧ 特殊用法に伴う日数変更（週1回服用製剤等）
- ⑨ 次回受診日まで足りない場合の日数延長、総量変更
- ⑩ ファンギゾンシロップの24ml（1本）の倍数となるよう調整
- ⑪ 同一Rp内に記載のある軟膏の混合指示の追加
- ⑫ 貼付部位の追加
- ⑬ 保険請求上、適切な用法の変更(内服用法→外用用法等)

2) 医師に問い合わせをする事項

薬局から薬剤部へ疑義照会事項を伝え、薬剤部は処方医へ疑義照会を行う。
薬剤部は照会結果を薬局に伝達する。

- ① 処方忘れ、患者希望等による追加処方
- ② 薬剤の変更（成分変更の場合）
- ③ 同効薬の重複（他院処方含む）
- ④ 用法の変更（ビラノア食後→空腹時等）
- ⑤ 用量の変更、中止（減量等）

3) 薬剤部で対応する事項

薬局から薬剤部へ疑義照会事項を伝え、薬剤部はカルテ記載内容（医師診療記録、処方録など）から報告する。

- ① 処方内容の確認（必要により医師に疑義照会）
- ② 上記2)のうち、処方の不備内容が明らかであるもの

* 院外処方せん備考欄「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」の“保険医療機関へ情報提供”について、当院から発行する院外処方せんは原則チェック入りとする
(2020.11.01より)

2020年10月5日作成

2025年1月7日改訂

合意書

独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センターと保険薬局名称：
は、院外処方せんにおける問い合わせ事項の運用について、下記のとおり合意した。なお、患者の不利益とならないよう、十分な説明と同意を得た後行うこと。

記

1. 以下の場合に原則問い合わせ事項について事前合意したものとする

- ①成分名が同一の銘柄変更 ②剤形の変更 ③別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ④一包化への変更（あるいはその逆）⑤半割、粉碎あるいは混合（あるいはその逆）
- ⑥残薬がある場合等の日数短縮、処方削除 ⑦患者が希望する場合の後発品から先発品への変更 ⑧特殊用法に伴う日数変更（週1回服用製剤等）
- ⑨次回受診日まで足りない場合の日数延長、総量変更
- ⑩ファンギゾンシロップの24ml（1本）の倍数となるよう調整
- ⑪同一Rp内に記載のある軟膏の混合指示の追加 ⑫貼付部位の追加
- ⑬保険請求上、適切な用法の変更（内服用法→外用用法等）

2. 開始時期（山口宇部医療センター 記載欄）

合意書 No. _____ と認定し

（西暦） _____ 年 _____ 月 _____ 日より開始とする

3. 合意の解除、内容の変更について

合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする

以上

（西暦） _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 山口県宇部市東岐波 685 番地

名称 独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター

代表者氏名（病院長）

印

住所

保険薬局名称

代表者氏名

印